

津波襲来時における一時避難施設としての
使用に関する協定書

平成27年7月16日

柏崎市 ・ 株式会社ブルボン

津波襲来時における一時避難施設としての使用に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と株式会社ブルボン（以下「乙」という。）とは、津波襲来時における一時避難施設としての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、柏崎市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「津波発生時」という。）における地域住民の一時避難施設として、乙の所有する施設等を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の使用用途）

第2条 この協定による施設の使用用途は公共福祉の立場から、次条以下に定める範囲で津波発生時における地域住民の一時避難施設とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を前条の規定により一時避難施設として可能な範囲で甲に使用させるものとする。

使用施設名称	株式会社ブルボン 本社ビル
所在地	柏崎市駅前一丁目3番1号
所有者	株式会社ブルボン
構造等	鉄骨造+コンクリート充填鋼管構造13階建
建築年	平成27年3月
使用場所	3階食堂兼休憩室430㎡

（使用開始及び終了の通知）

第4条 甲は、第3条の規定に基づき一時避難施設として使用を開始することを希望する際、又は使用を終了する際に、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭により通知するものとする。

（使用期間）

第5条 一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波注意報が発表されたときから、津波注意報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。なお、当該使用期間が終了したときは、甲の責任において一時避難施設から避難者を退去させるものとする。

（使用施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の使用制限又は増改築等の事由により、使用場所の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設としての使用が不可能となる場合は、事前に書面により甲に対して報告するものとする。

(現場責任者の派遣)

第7条 甲は、第3条の規定による一時避難施設の提供を乙から受ける場合は、甲の職員を乙の使用施設に現場責任者として派遣し、乙の協力の下、一時避難施設における地域住民の安全管理等を行う。

(使用料)

第8条 使用施設における甲の使用料は、無料とする。

(使用施設・備品の破損時等の対応)

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合において、甲又は避難者に帰すべき責による使用施設又は備品の破損等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

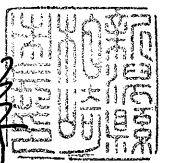
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年7月16日

新潟県柏崎市中央町5番50号

甲 柏崎市

代表者 柏崎市長

会田 洋 

新潟県柏崎市駅前一丁目3番1号

乙 株式会社 ブルボン

代表取締役社長

土田 康 